

会派民主要望項目一覧

令和4年度12月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 ケアラーバーに対する支援について 18歳以上で支援が必要な者（ケアラーバー）に対するアウトリーチ型相談窓口を設置し、当事者に情報が的確に届くようにすること。</p>	<p>ケアラーバーに対しては、退所後に安定した生活を送ることができるよう様々な支援を行っており、退所前の児童を訪問して、退所後の相談窓口の連絡先や支援内容を記載したカードの配布、ケアラーバー自身や施設からの依頼を受けて訪問相談に応じるなど、退所後のアウトリーチ支援も行っている。 相談窓口があることや各種支援の内容がきちんと当事者に届いているか、今一度、しっかり点検する。</p>
<p>2 子どもが抱える問題に対する相談窓口について 子どもが抱える問題は多岐にわたり、相談を受ける方も弁護士、心理士、各種民間支援団体、行政など様々である。ついては、関係者の課題共有のために情報交換の場をもつとともに、対応者が次の適切な支援機関等につなげられるように、様々な問題に対応できるように各相談窓口一覧を作成し、相談対応にあたる関係機関へ情報提供を行うこと。</p>	<p>児童相談所、市町村、警察、弁護士会、民間団体等で関係機関連絡会を開催し、課題共有、情報共有を図るとともに、子どもが抱える様々な問題やDV相談、ひとり親家庭等に関係する相談窓口について一覧を作成し周知していく。</p>
<p>3 相談場所の環境整備について 相談内容が他人に漏れ聞こえないよう、秘密が守られる個室での相談対応が望ましいことから、ひとり親家庭相談窓口、孤立・孤独相談窓口の場所の環境整備を行うこと。</p>	<p>ひとり親家庭相談、孤独・孤立相談窓口について、周囲への配慮が必要な相談については、当該窓口を設置する県立ハローワークの入居施設内の既存の会議室等を利用して個室対応を行う。 今後、更に相談者のプライバシーに配慮した相談対応に努めるとともに、相談者の利用状況等を勘案し、必要に応じて相談場所のさらなる環境整備を検討していく。</p>
<p>4 医療的ケア児者の災害時対応について 医療的ケアの当事者、地域や施設などの支援者、医療、防災関係者及び行政等と一緒に、災害時に的確な対応ができるよう、災害時対応ノートを記入したり避難計画などについて話せる機会作りをモデル的に実施すること。 加えて、家族や支援者が始めようとしている防災カフェを兼ねた交流会の実施を支援すること。</p>	<p>令和3年度に「災害時対応ノート」を県地域自立支援協議会医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会の意見を聴取して作成しており、現在、各圏域ごとに選定したモデルケースについて相談支援専門員等の支援者が保護者と一緒にノートを作成し、災害時避難について関係者が話し合う機会を設けたところである。今後は、モデルケースで明らかとなった課題等の共有方法について検討し、当事者の声を家族会等を通じてお聞きしながら効果的な進め方を検討する。 また、障がいのある子を育てている保護者にとっては、同じ障がいのある保護者によるサポート（ピアサポート）は重要な役割を果たしていると考えており、保護者の団体による防災カフェ等の研修や保護者と関係者をつなぐ自主的な取組をサポートする体制を整え、継続的な支援を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>5 文化芸術団体への支援について</p> <p>文化芸術が地域の活力を生み、子どもの豊かな成長を促す事を再認識した上で、コロナ禍でダメージを受けた文化芸術団体が本来の芸術活動を行えるような支援をすること。</p>	<p>文化芸術団体及び活動者が活用できる各種の活動（公演、展示等）補助金を設けており、令和2～3年度はコロナ禍の影響もあったものの、今年度は申請数も回復してきたところであるが、引き続き、本県の文化芸術の活性化、県民の鑑賞機会の確保及び人材育成のため、文化芸術団体等の意向も踏まえながら、文化芸術活動に対するきめ細かい支援に取り組む。</p> <p>なお、個別案件については、団体の本来活動に配慮したものとなるよう、地元自治体を含む関係者と引き続き協議していく。</p>